



# 島根県報

平成29年7月4日（火）

第2,917号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (雇 用 政 策 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の辞退 ( " ) 2

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) 3

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障 がい 福 祉 課) 3

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 4

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 4

### 【公 告】

島根県屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 5

### 【雑 報】

平成29年度行政書士試験の実施 (総 務 課) 6

## 公布された条例等のあらまし

## ◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第42号）

## 1 規則の概要

- (1) 引用する条項の整理（第2条・第3条・様式第1号・様式第2号）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第42号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第33条」を「第27条第1項」に改める。

第3条中「法第35条において準用する」を削る。

様式第1号中「第33条」を「第27条第1項」に、「2 代表者」を「2 代表者の氏名」に改め、「又は寄附行為」を削り、「第34条」を「第28条」に改める。

様式第2号中「第35条において準用する同法」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 高村	訪問看護	輝らのさんぼ道訪問看護ステーション	益田市遠田町2291番地	平成29年 7 月 1 日
	介護予防訪問看護			
社会医療法人 仁寿会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設仁寿苑	邑智郡川本町川本381番地4	平成29年 7 月 1 日
	介護予防訪問リハビリテーション			

## 島根県告示第374号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	辞退年月日
雲南市	介護療養型医療施設 雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	平成29年7月1日

### 島根県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
隠岐広域連合	介護予防訪問看護	隠岐広域連立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町美田2071番地1	平成29年7月1日

### 島根県告示第376号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 fait h t o f a c e	らばん	安来市安来町803-12	平成29年7月1日

### 島根県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林の所在場所

浜田市佐野町イ447-1、イ448、イ449、イ449-1、イ450、イ452-3、イ454-5、イ491-4、イ619-4、イ619-5、イ620、イ621、イ622-1、イ622-4、イ622-6

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第378号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 4 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

### 島根県告示第379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル益田須子店 島根県益田市須子町イ513番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年2月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,885平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内及び西側別敷地 275台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 80台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 154平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側及び北側 35.91立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

7か所（建物敷地北側及び西側：4か所、西側別敷地北側及び東側：3か所）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成29年6月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公

## 告

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成29年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成29年8月29日（火）及び同月30日（水）

場所 松江市学園南一丁目2番1号  
くにびきメッセ 601大会議室

## 3 受講申込受付期間

平成29年7月7日（金）から同年8月17日（木）まで

## 4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

## 5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

## 6 受講手数料

3,970円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

## 1 試験期日

平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

## イ 受付場所

(一財) 行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること(宛先は印刷済み。)。平成29年9月8日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客様用)の貼付があるもの)一式

※行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)

(配布方法については、オを参照すること。)

## エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

## オ 試験案内及び受験願書の配布、請求方法

## (7) 郵送による請求

a 請求期間 平成29年7月3日(月)から同年9月1日(金)まで

b 配布期間 平成29年8月7日(月)から同年9月1日(金)まで

c 請求方法 住所、氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさ)に郵便切手140円分を貼付したものを同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること。

d 請求先 〒252-0299 日本郵便㈱ 相模原郵便局留

(一財) 行政書士試験研究センター試験課

## (4) 窓口配布

a 配布期間 平成29年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。

## b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課(島根県庁本庁舎3階)、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター(島根県庁第3分庁舎1階)、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会(松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階)

配布時間 午前9時から午後5時まで

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受付期間

平成29年8月7日(月)午前9時から同年9月5日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成29年9月5日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

受付最終日(9月5日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

## イ 受験申込画面への入力

(7) 顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意すること。

(4) (一財) 行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの払込みにより行うこと。

(f) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(g) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、  
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(e) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(f) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

(3) 問合せ先

(一財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込み在先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成30年1月31日(水)午前9時

(2) 方法

(一財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、(一財) 行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報で合格者の受験番号を公示する。